

服従しない権利、抵抗する権利を 今こそ！

～～現政権・与党が進める軍国主義化の動きに抗う～～

池住義憲

■今おこっていることは「戦争準備」行為！

1. 「解釈改憲」による戦争準備行為

1) 解釈改憲とは…

2) これまでの政府解釈

「日本に対する直接の急迫不正な侵害行為（武力攻撃）があった場合、それを排除するため、他に適当な手段がない場合に限り「必要最小限」の武力を行使することに止める」 → 個別的自衛権の行使

3) どう変えようとしているのか

「日本に対する直接の急迫不正な軍事攻撃がなくても、日本の同盟国すなわち米国が急迫不正な攻撃を受けたら、日本も米国と一緒に戦うことができるようにする」 → 集団的自衛権の行使

(例) ①公海上で米艦艇が攻撃された場合、自衛隊が米軍・米艦艇を防護

②日本を通過して米国に向かう弾道ミサイルは自衛隊が迎撃等

4) 背景にある動き

①「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）

②「日米2プラス2会議」（日米両政府の外務・軍事両担当閣僚による安全保障協議委員会）

→ 米軍と自衛隊の今後の協力のあり方や役割分担を定めた日米軍事協力の指針（新日米ガイドライン）を再改定を本年末までに作業を完了で合意

③新防衛大綱

→ F15 戦闘機の増強・活用などを含んだ敵基地攻撃能力の保持
水陸両用団の新設などの海兵隊機能の保持
武器輸出三原則の事実上の撤廃

④「安全保障と防衛力に関する懇談会」

→ 国会安全保障戦略（NSS）
「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を基本理念
武器輸出三原則見直し

⑤安倍首相最近の発言

→1/24(金)通常国会施政方針演説： 国会演説で初めて「集団的自衛権」という言葉使用

→2/5(水)参院予算委員会： 集団的自衛権行使に改憲不要、政府の憲法解釈で行使可能と述べる

2. 「立法改憲」による戦争準備行為

- 1) 立法改憲 → 解釈改憲による戦争準備行為をより確かなものにするため
- 2) 「国家安全保障会議（日本版 NSC）設置法」（2013. 11. 27 強行成立）
→ 米国からの軍事秘密情報を得る窓口、受け皿組織
- 3) 「特定秘密保護法」（2013. 12. 6 強行成立）
→ 米国からの軍事秘密情報を外部に漏らさず、秘密保護し続ける体制作り
- 4) 「国会安全保障基本法」案（2014 秋頃に法案提出？）

3. 危険きわまりない「国会安全保障基本法」案

- 1) 昨年 7 月に自民党が作成
- 2) 法案 8 条 1 項「外部からの軍事的手段による直接または間接の侵害その他の脅威に対し我が国を防衛するため、陸上・海上・航空自衛隊を保有する」
→ 自衛隊は外部からの直接侵害だけでなく、「間接の侵害」さらには「その他の脅威」を加え、その時の政府の解釈と判断で自衛隊の出動範囲を拡大するとしている
- 3) 同 10 条（自衛権を行使する 6 つ事態）の 1 「我が国、あるいは我が国と密接な関係にある他国に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態」
→ 「我が国と密接な関係にある他国」とは日米安保という二国間軍事同盟を締結している相手国米国のこと
→ 集団的自衛権の行使を可能にし、米国の軍事同盟国として国外で米国の戦争を一緒に行なう道を開く法的根拠
- 4) この後に… a)武力攻撃事態法の対をなす「集団自衛事態法」
b)PKO 法改正
c)自衛隊法改正（集団自衛出動に関する任務規定、武器使用権限規定の策定など）

■ どう抗う(プロテスト)するか

1. 非暴力不服従を貫く

- ・悪法に対しては服従する必要はない（非暴力・不服従）
- ・1930 年、ガンジーが塩税法に反対した非暴力不服従運動
- ・1950 年代、キング牧師がバス車内人種分離法に反対した非暴力・不服従運動
- ・「服従しない権利」の根拠
→ 憲法 12 条「この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」
→ 憲法 98 条「この憲法は、国の最高法規であって、その常軌に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の全部または一部は、その効力を有しない」

2. 自衛隊イラク派兵差止訴訟と名古屋高裁判決

- 1) 自衛隊イラク派兵差止訴訟

2) 名古屋高裁判決 (2008 年 4 月 17 日言渡し、同年 5 月 2 日確定)

3) 「平和的生存権」に関する部分の判決内容と意味

①これまで

→ 平和的生存権：抽象的概念であって具体的な権利ではない

②名古屋高裁判決

→ 「現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ない」と述べ、「平和的生存権」を「全ての基本的人権の基礎であってその享有を可能ならしめる基底の権利である」と裁定

→ 平和でなければすべての人権や権利は制限・侵害・否定される。だから「平和である」「平和のなかで生きる」ということは、すべての権利の基底となるもっとも基本的で具体的な権利！

③判決が示した「平和的生存権」の定義・内容

→ 「極めて多様で幅の広い権利である」

→ 「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」

→ 「戦争や軍隊によって他者の生命を奪うことに加担させられない権利」

→ 「他国の民衆への軍事的手段による加害行為と関わることなく、自らの平和的確信に基づいて平和のうちに生きる権利」

→ 「信仰に基づいて平和を希求し、すべての人の幸福を追求し、そのために非戦・非暴力・平和主義に立って生きる権利」

3. 戦争準備行為は平和的生存権の侵害

“例えば、憲法 9 条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法 9 条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な様態の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為等の差止め請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある”

(判決原文、下線筆者)

→ まだ戦争が始まっていなくても、武力行使が始まっていなくても：

a) そのための「準備行為」が行なわれている

b) それによって私たち個人の生命や自由が侵害される危機にさらされる

→ その場合、私たちは保護と救済を求めて裁判所に対して訴えることができる！

→ 私たちの生命と自由を侵害する原因である戦争準備行為の差止と損害賠償を請求することができる！

以上